

沖縄県高等学校等奨学のための給付金

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成26年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。この制度は返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や、授業料と相殺される就学支援金（国が行っている制度）とは別の制度です。

令和7年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。

- (1) 保護者等（親権者）の令和7年度の道府県民税及び市町村民税**所得割額**が非課税、又は生活保護受給世帯
- (2) 保護者等（親権者）が、沖縄県内に在住している
※保護者等が沖縄県外に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問合せください。
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
- (4) 生徒が、平成26年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
- (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- (6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回以上給付されていない
(過去に在学した学校における給付回数も含む)

○**支給額**（返還の必要はありません） ※国公立高校の場合

世帯状況	給付額(年額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)	32,300 円
非課税世帯	143,700 円

○**提出書類** ※消せない筆記用具で書類に記入して下さい。

- ①高校生等奨学のための給付金受給申請書(様式1)
 - ②令和7年度(所得)課税証明書
 - ③マイナンバー(個人番号カード貼付台紙)(別紙1-2)
- } ②と③のいずれか
- ※③を提出する場合、別途身分証明書(または委任状)が必要
- ④生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(生活保護を受給している場合)(様式2)
 - ⑤債権・債務者登録申出書(別添様式) ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
 - ⑥振込先口座の通帳の写し



提出書類	生業扶助 受給世帯	非課税世帯
①高校生等奨学のための給付金受給申請書	○	○
②令和7年度(所得)課税証明書		○※1
③マイナンバー(個人番号カード貼付台紙)		○※2
④生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書	○※3	
⑤債権・債務者登録申出書	○	○
⑥振込先口座の通帳の写し	○	○

※1 ③を提出する場合は不要

※2 ②を提出する場合は不要。マイナンバーを郵送で提出する場合は、身分証明書貼付台紙(別紙2)も提出
代理人がマイナンバーを提出する場合は委任状(別紙5-2)も提出

※3 ④は証明書の発行日が7月1日以降であり、受給開始日の記載があること

※4 ⑥で申請者以外の口座に振り込む場合は、依頼書も必要

○**問い合わせ先**

沖縄高専 学生課学生係 TEL:0980-55-4032